

第一類 第五号)

衆議院 外務委員会 議録 第十号

(四二二)

昭和二十九年三月十二日(金曜日) 午前十時五十六分開議 出席委員 委員長 上塚 司君 理事今村 忠助君 理事福田 篤泰君 理事並木 芳雄君 理事戸叶 里子君 北 哈吉君 中山 マサ君 喜多壯一郎君 上林與市郎君 細迫 兼光君 西尾 末廣君 出席國務大臣 外務大臣 出席政府委員 保安政務次官 小田部謙一君 下田 武三君 委員外の出席者 農林事務官(食糧 庁業務第二部輸入 計画課長) 専門員 佐藤 敏人君 同日	周前 委員佐々木盛雄君及び喜多壯一郎君 辞任につき、その補欠として三浦寅之助君及び荒木萬壽夫君が議長の指名で委員に選任された。 同日 委員荒木萬壽夫君及び佐藤芳男君辞任につき、その補欠として喜多壯一郎君及び須磨彌吉郎君が議長の指名で委員に選任された。
--	---

昭和二十九年三月十二日(金曜日)
 午前十時五十六分開議

出席委員

委員長 上塚 司君

理事今村 忠助君

理事福田 篤泰君

理事並木 芳雄君

理事戸叶 里子君

北 哈吉君

中山 マサ君

喜多壯一郎君

上林與市郎君

細迫 兼光君

西尾 末廣君

岡崎 勝男君

須磨彌吉郎君

福田 昌子君

河野 鶴君

喜多壯一郎君

上林與市郎君

細迫 兼光君

西尾 末廣君

岡崎 勝男君

須磨彌吉郎君

福田 昌子君

喜多壯一郎君

上林與市郎君

細迫 兼光君

西尾 末廣君

岡崎 勝男君

須磨彌吉郎君

福田 昌子君

喜多壯一郎君

上林與市郎君

細迫 兼光君

西尾 末廣君

岡崎 勝男君

須磨彌吉郎君

福田 昌子君

喜多壯一郎君

上林與市郎君

細迫 兼光君

西尾 末廣君

岡崎 勝男君

須磨彌吉郎君

福田 昌子君

喜多壯一郎君

上林與市郎君

細迫 兼光君

西尾 末廣君

三号) を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

公聴会開会承認要求の件

日本国とアメリカ合衆国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件(条約第七号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の批准について承認を求めるの件(条約第八号)

日本国とアメリカ合衆国との間の農産物の購入に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第九号)

日本国とアメリカ合衆国との間の経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一〇号)

日本国とアメリカ合衆国との間の投資の保証に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第一一号)

日本国とアメリカ合衆国との間の国際連合憲章の体制内において、日本国政府及びアメリカ合衆国政府の相互防衛援助協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

府は、

日本国とアメリカ合衆国との間の国際連合憲章の目的及び原則を信奉する諸

日本国がその目的及び原則を支持して個別的及び集団的自衛のための効果ある方策を推進する能力を高めるべき

同憲章の目的及び原則を信奉する諸

日本国がその目的及び原則を支持して個別的及び集団的自衛のための効果ある方策を推進する能力を高めるべき

自發的措置によつて、國際の平和及び安全保障を育成することを希望

し、

千九百五十一年九月八日にサン・

フランシスコ市で署名された日本国

との平和条約に述べられている日本

国が主権国として國際連合憲章第五

十一条に掲げる個別的又は集団的自

衛の固有の権利を有するとの確信を

再確認し、

その援助の供与を規律する条件を

定めることを希望して、

第一条

1 各政府は、經濟の安定が國際の平和及び安全保障に欠くことができないという原則と矛盾しない限り、他方の政府に対し、及びこの

協定の兩署名政府が各場合に合意するその他の政府に対し、援助を

の目的及び原則に従つて平和及び安

全保障を増進すること以外に用いら

れるべき軍備をもつことを常に避け

つつ、直接及び間接の侵略に対する

自國の防衛のため漸増的に自ら責任

を負うことを、アメリカ合衆国が期

待して、平和及び安全保障のために

暫定措置として若干の自國軍隊を日

本国内及びその附近に維持するとあ

る趣旨を想起し、

日本国との防衛援助計画の策

定に当つては経済の安定が日本国

の防衛能力の発展のために欠くことが

できない要素であり、また日本国

の寄与がその経済の一般的な条件及

び能力の許す範囲においてのみ行う

ことができるることを承認し、

アメリカ合衆国政府が、前記の目

的とするところを達成するためアメ

リカ合衆国による防衛援助の供与を

規定する改正後の千九百四十九年の

相互防衛援助法及び改正後の千九百

五一年の相互安全保障法を制定し

たことによりこれらの原則を支持し

たことを考慮し、

その援助の供与を規律する条件を

定めることを希望して、

第一条

供与する政府が承認することがある裝備、資材、役務その他の援助を、両署名政府の間で行うべき細目取極に従つて、使用に供するものとする。いづれか一方の政府が承認することがあるいかなる援助の供与及び使用も、国際連合憲章と矛盾するものであつてはならない。アメリカ合衆国政府がこの協定に従つて使用に供する援助は、一千九百四十九年の相互防衛援助法、一千九百五十一年の相互安全保章法、この二法律を修正し又は補足する法律及びこれらの法律に基く歳出予算法の当該援助に關する規定並びに当該援助の条件及び終了に關する規定に従つて供与するものとする。

2 各政府は、この協定に従つて受けられる援助を両政府が満足するような方法で平和及び安全保障を促進するため効果的に使用するものとし、いづれの一方の政府も、他方の政府の事前の同意を得ないでその援助を他の目的のため転用してはならない。

3 各政府は、相互間で合意する条件及び手続に従い、他方の政府に対し、この協定に基づいて供与される裝備又は資材（有償で供与される裝備及び資材を除く）で使用に供される当初の用途のために必要でなくなつたものの返還を申し出るものとする。

4 各政府は、共通の安全保障のため、この協定に従つて受けける装備、資材又は役務の所有権又は占有権を、これらの援助を供与する政府の事前の同意を得ないで、白

い。供与する政府が承認することある裝備、資材、役務その他の援助を、両署名政府の間で行うべき細目取極に従つて、使用に供するものとする。いづれか一方の政府が承認することがあるいかなる援助の供与及び使用も、国際連合憲章と矛盾するものであつてはならない。アメリカ合衆国政府がこの協定に従つて使用に供する援助は、一千九百四十九年の相互防衛援助法、一千九百五十一年の相互安全保章法、この二法律を修正し又は補足する法律及びこれらの法律に基く歳出予算法の当該援助に關する規定並びに当該援助の条件及び終了に關する規定に従つて供与するものとする。

日本國政府は、相互援助の原則に従い、アメリカ合衆国が自國の資源において不足し、又は不足する虞がある結果必要とする原材料又は半加成品で日本国内で入手することができるものを、合意される期間、数量及び条件に従つて、生産し、及びアメリカ合衆国政府に譲渡することを容易にすることに同意する。その譲渡に関する取極に當つては、日本國政府が決定する国内使用及び商業輸出の必要量について十分な考慮を払わなければならない。

第三条

1 各政府は、この協定に従つて他方の政府が供与する秘密の物件、役務又は情報についてその秘密の漏せつ又はその危険を防止するため、両政府の間で合意する秘密保持の措置を執るものとする。

第二条

1 各政府は、この協定に従つて他方の政府が供与する秘密の物件、役務又は情報についてその秘密の漏せつ又はその危険を防止するため、両政府の間で合意する秘密保持の措置を執るものとする。

日本國政府は、アメリカ合衆国が、この協定又はアメリカ合衆国と他の被援助国との間の同種の協定に基いて日本國の領域に輸入され、又はそこから輸出される資材、需品又は装備に対する税金の免除（別段の合意がある場合を除く。）

a 附屬書Eに掲げる日本の租税が、この協定又はアメリカ合衆国と他の被援助国との間の同種の協定に基いて日本國の領域に輸入され、又はそこから輸出される資材、需品又は装備に対する税金の免除を執行し、この協定に基いて遂行し且つ、この協定に基いてアメリカ合衆国政府が供与する援助の進展の状況を観察する便宜を与えるものを受けることに同意する。その職員（臨時に任用される職員を含む）でアメリカ合衆国の国民であるものは、日本國政府に対する関係においては、アメリカ合衆国大使館の一部とみなされて大使館の長の指揮及び監督の下に行動するものとし、アメリカ合衆国大使館に属する相当級の他の職員と同一の特權及び免除を与えられる。

b 附屬書Eに掲げる日本の租税が、この協定又はアメリカ合衆国と他の被援助国との間の同種の協定に基いて日本國の領域に輸入され、又はそこから輸出される資材、需品又は装備に対する税金の免除を執行し、この協定に基いて遂行し且つ、この協定に基いてアメリカ合衆国政府が供与する援助の進展の状況を観察する便宜を与えるものを受けることに同意する。その職員（臨時に任用される職員を含む）でアメリカ合衆国の国民であるものは、日本國政府に対する関係においては、アメリカ合衆国大使館の一部とみなされて大使館の長の指揮及び監督の下に行動するものとし、アメリカ合衆国大使館に属する相当級の他の職員と同一の特權及び免除を与えられる。

1 両政府は、いづれか一方の政府の要請があつたときは、この協定の適用又はこの協定に従つて行われる活動若しくは措置に関するいかなる事項についても協議するものとする。

2 この協定の条項は、いつでも、いづれか一方の政府の要請があつたときは再検討することができ、

実施する援助計画に割り当てられ、又は同計画から生ずるすべての資金について、差押その他の法律上の執行の手続を執ることが援助計画の目的の達成を妨げる虞がある旨をアメリカ合衆国政府から日本國政府に通告したときは、日本國政府が、いづれの人、法人その他の団体、その機関又は政府もその手続を行うことができないよう、その資金を積み立て、他の資金から分離し、又はその資金に對する権原を確保するための手続を設ける目的で協議するものとす。

日本國政府は、アメリカ合衆国が、この協定又はアメリカ合衆国と他の被援助国との間の同種の協定に基いて日本國の領域に輸入され、又はそこから輸出される資材、需品又は装備に対する税金の免除を執行し、この協定に基いて遂行し且つ、この協定に基いてアメリカ合衆国政府が供与する援助の進展の状況を観察する便宜を与えるものを受けることに同意する。その職員（臨時に任用される職員を含む）でアメリカ合衆国の国民であるものは、日本國政府に対する関係においては、アメリカ合衆国大使館の一部とみなされて大使館の長の指揮及び監督の下に行動するものとし、アメリカ合衆国大使館に属する相当級の他の職員と同一の特權及び免除を与えられる。

日本國政府は、この協定のいかなる規定も、日本國とアメリカ合衆国との間の安全保障条約又は同条約に基いて締結された取極をなんら改変するものと解してはならない。

この協定は、各政府がそれぞれ自國の憲法上の規定に従つて実施するものとする。

第十一条

1 両政府は、いづれか一方の政府の要請があつたときは、この協定の適用又はこの協定に従つて行われる活動若しくは措置に関するいかなる事項についても協議するものとする。

2 この協定の条項は、いつでも、

日本國政府は、この協定の実施に關連するアメリカ合衆国政府の行政事務費及びこれに關連がある経費として、アメリカ合衆国政府に隨時円資金を提供するものとす。

日本國政府は、アメリカ合衆国政府が

第八条

日本國政府は、国際の理解及び善意の増進並びに世界平和の維持に協同すること、国際緊張の原因を除去するため相互間で合意することがある措置を執ること並びに自國政府が日本國とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に適合して支出されるもの及び改正後の千九百五十年の相互安全保章法又はその後法を補足し、修正し、若しくはこれに代るべき法律に基くアメリカ合衆国政府の对外援助計画に適合して支出されるものを含む。

日本國とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基いて負つている軍事的義務を履行することとの決意を再確認するとともに、自國の政治及び経済の安定と矛盾しない範囲でその人権、資源、施設及び一般的経済条件の許す限り自國の防衛力及び自由世界の防衛力の発展及び維持に寄与し、自國の防衛能力の増強に必要なことがあるすべての合理的な措置を執り、且つ、アメリカ合衆国政府が提供するすべての援助の効果的な利用を確保するための適当な措置を執るものとする。

第九条

1 両政府は、いづれか一方の政府の要請があつたときは、この協定の適用又はこの協定に従つて行われる活動若しくは措置に関するいかなる事項についても協議するものとする。

2 この協定は、各政府がそれぞれ自國の憲法上の規定に従つて実施するものとする。

第十条

1 両政府は、いづれか一方の政府の要請があつたときは、この協定の適用又はこの協定に従つて行われる活動若しくは措置に関するいかなる事項についても協議するものとする。

2 この協定の条項は、いつでも、

また、両政府間の合意により改正することができる。

第十一条

1 この協定は、アメリカ合衆国政府が日本国政府から、日本国がこの協定を批准した旨の書面による通告を受領した日に効力を生ずる。

2 この協定は、いずれか一方の政府が他方の政府からこの協定を終了させる意思の書面による通告を受けた日の後一年を経過するまで、引き続き効力を有する。ただし、第一条2、3及び4の規定並びに第三条1及び第四条に基いて締結される取極は、両政府が別段の同意をしない限り、なお引き続き効力を有する。

3 この協定の附屬書は、この協定の不可分の一部とする。

4 この協定は、国際連合事務局に登録するものとする。以上の証拠として、署名のために正當に委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。

千九百五十四年三月八日に東京
岡崎勝男（署名）
アメリカ合衆国のために
ジョン・M・アリソン（署名）
附屬書A

アメリカ合衆国政府は、この協定の実施に当たり、日本国及び他の国を使用に供すべき需品及び装備を実行可能な場合には日本国内において調達することを、並びに日本国の防衛生産の諸工業に情報を提供し、及び

その諸工業の技術者の訓練を促進することを、他の条件の許す範囲内であることを、できるだけ考慮するものとする。この点に関連して、日本国政府の代表者は、アメリカ合衆国政府が日本国の防衛生産の諸工業の資金調達を援助するよう考慮するならば、日本国の防衛能力の発展は著しく容易になるべきことを述べた。

両政府は、アメリカ合衆国による日本国内における調達を容易にするため、両政府の間に十分な連絡手段を設けることが望ましいことを認める。

附屬書B

日本国政府が第三条1に従つて執ることに同意する秘密保持の措置においては、アメリカ合衆国において定められている秘密保護の等級と同等のものを確保するものとし、日本国が受領する秘密の物件、役務又は情報については、アメリカ合衆国政府の事前の同意を得ないで、日本国政府の職員又は委託を受けた者以外の者にその秘密を漏らしてはならない。

日本国政府は、標準化の原則から生ずる利益を認め、型及び品質に關し、この協定に基いて供与される援助の効果的な使用及び維持を促進する程度の標準化を達成するため、実行可能な共同措置を執ることが望ましいことに同意した。

附屬書C

両政府は、標準化の原則から生ずる利益を認め、型及び品質に關し、この協定に基いて供与される援助の効果的な使用及び維持を促進するため、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために
千九百五十四年三月八日に東京
岡崎勝男（署名）
アメリカ合衆国のために
ジョン・M・アリソン（署名）
附屬書A

附屬書E

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、第六条の実施のため、次のとおり合意する。

1 第六条1 b及び2にいう日本の租税とは、次のものをいう。

1 第六条1 b及び2にいう日本の租税とは、次のものをいう。

a 物品税

b 通行税

c 撥原油税

d 電気ガス税

2 両政府は、この附屬書に明示していない日本の現在の又は将来の租税で第六条に定める支出金について適用があると認められるものと関し、免除及び払いもどしを許すための手続につき合意するものとする。

3 日本の租税の免除及び払いもどし並びに閑税の免除は、アメリカ合衆国政府の適當な証明がある場合に行われるものとする。

4 アメリカ合衆国政府が、第六条に基づいて閑税又は租税の免除を受けて、日本国に輸入し、又は日本国内で調達する資材、需品及び裝備は、日本国及びアメリカ合衆国政府の当局が相互間で合意する条件下に従つて認める場合を除く外、日本国内で処分してはならない。

5 第六条及びこの附屬書は、

a 日本国の法令で定める輸入又は輸出の手続の免除を必要とするものと解してはならず、また、

b 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定その他の現行の協定及び取極に従つて日本国が法令で定めた、

定める関税及び内国税の免除に影響を及ぼすものと解してはならない。

附屬書F

日本国政府は、この協定によつて供与される援助の進むる状況を観察するアメリカ合衆国政府の責務を第七条に従つて日本国において遂行するアメリカ合衆国政府の職員に対して日本国政府が与える

べき便宜に關し、その便宜が合理的なものでなければならず、且つ、日本国政府に不当な負担となつてはならないことに同意する。

2 両政府は、前記の職員で外交特権を与えられるべきものの数をで

きるだけ少なくすることに同意する。

3 両政府は、アメリカ合衆国の国籍を有する前記の職員でアメリカ合衆国大使館の一部とみなされるものの地位が、在日本国アメリカ合衆国大使館に属する相当級の職員の地位と同一であることに同意する。

4 アメリカ合衆国政府は、また、日本国政府は、同大使館の書記と同等の地位を認めらる。

5 第三の等級の職員は、同大使館の書記と同等の地位を認めらる。

6 同大使館に配属される最上位の将校並びに陸軍、海軍及び空軍各部の先任将校並びにこれら

の者の次席者は、アメリカ合衆国政府の適當な通報があつたときには、完全な外交官たる地位を認められる。

7 両政府は、日本の毎会計年度に

おいて日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の価額について、同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れた上、両政府の間で合意すべくことに同意する。

8 日本国による負担は、両政

府の間で合意があることによる取極搜査及び押収の免除、任國を自由に離れる権利、その職員がその個人的使用及び消費のため日本国内に輸入する私有財産に対する現行法令を害しないもの、その職員の給料に對する日本の内国税の免除その他の特権及び免除）を享有するものとする。アメリカ合衆国政府は、第二の等級の職員については、外交官用自動車登録番号牌、外交官名簿への記載、社交的儀礼その他の外交官たる地位に伴う特権及び儀礼を辞退することができる。

附屬書G

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、第七条の規定に従つて隨時提供すべき経費の価額を必要の最少限に制限することに同意する。

2 両政府は、また、日本国政府が、1の規定に掲げる経費の提供する代りに、必要な且つ適當な不動産、備品、需品及び役務を使用に供することができることに同意する。

3 両政府は、日本円の価額について、同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れた上、両政府の間で合意すべくことに同意する。

4 日本国による負担は、両政

に従つて使用に供されるものとする。

5 両政府は、さらに、この協定の効力発生の日から千九百五十五年三月三十一日までの最初の期間において日本国政府が提供すべき金銭負担としての日本円の額が、その期間において同政府が使用に供する金銭以外のものによる負担を考慮に入れて、三億五千七百三十万円(三五七、三〇〇、〇〇〇円)をこえないことに同意する。

1 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第一条に基づく装備の返還に関する取扱い日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、本日署名された両国間の相互防衛援助協定に基いてアメリカ合衆国政府が供与する装備及び資材で使用に供される当初の用途のために必要でなくなるものの処分に関し、同協定に基き次の取扱いを合意する。

1 日本国政府の当局は、完成品計画に基いて供与される装備及び資材で、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定の目的の達成のため必要なでなくなったものについて、アメリカ合衆国政府に同国の軍事援助顧問団を通じて通報するものとする。もつとも、軍事援助顧問団が、前記の協定の第一条の規定に該当すると認める装備又は資材について、日本国政府の当局の注意を喚起することを妨げるものではなく、日本国政府は、その通知を受けたときは、当該装備及び資材を2以下の規定に定める手続に従つてアメリカ合衆

国政府に返還することに關し、アメリカ合衆国政府と協議を開始するものとする。

2 アメリカ合衆国政府は、第三回国の移転のため、又はアメリカ合衆国政府が行うことがあるその他の処分のため、前記の装備及び資材に対する権原の取得を承諾することができる。

3 アメリカ合衆国政府が権原の取得を承諾した装備及び資材は、国外向け船積を必要とするときは日本国に渡しにより、国外向け船積が必要としないときは軍事援助顧問団が指定する日本国内の積荷地点において内国運送積込渡しにより、又は自力飛行によつて引き渡すことができる航空機であるときは同顧問団が指定する日本国内の飛行場において、引き渡される。

4 必要でなくなつたことを日本国政府が通報した装備及び資材で、アメリカ合衆国政府が再配分し又は返還を受けるためその取得を承諾しないものは、日本国政府とアメリカ合衆国政府との間で合意するところに従つて処分するものとする。

5 相互防衛援助協定に基いて供与される装備及び資材の廃品又はくずについては、アメリカ合衆国政府に対しこの取扱いの1に従つて通報するものとする。この協定の実施のため必要な細目第六条 この協定は、両政府の間で合意されるものとする。

第一条 両政府は、改正後の千九百五十五年の相互安全保障法第五百五十条に従つて、千九百五十四年六月三十日に終るアメリカ合衆国の現会計年度

防衛努力を支持するために使用するものとする。

以上の証拠として、署名のために委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。

千九百五十四年三月八日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために

岡崎勝男(署名)

アメリカ合衆国政府のために
ジョン・M・アリソン(署名)

日本国政府のために

岡崎勝男(署名)

アメリカ合衆国政府のために
ジョン・M・アリソン(署名)

この協定に従つて取得されるべき商品の購入及び利用は、アメリカ合衆国又は他の友好国の通常の市場取引を排除し、又はこれに代替してはならないものと了解される。

第四条 アメリカ合衆国政府は、第二条にいう個別の購入のため必要な合衆国ドルを支出するものとし、日本国政府は、その合衆国ドルの支出の通告があつたときは、日本銀行に設けられるアメリカ合衆国政府の特別勘定に日本円による等価額を積み立てるものとする。

第五条 積み立てられる日本円に対する合衆国ドルの為替相場は、公定の複数基準為替相場が設けられない限り、合衆国ドルに関して日本国政府が定める公定平価で、第四条に定める通貨を受領した時に実施されているものでなければならない。

経済的措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府は、

アメリカ合衆国による改正後の千九百五十五年の相互安全保障法第五百五十条の規定に基く同国の余剰農産物の販売及び日本国によるその購入から生ずる相互の利益を考慮し、そのため必要な取扱いを行うことを希望して、

次とのおり協定した。

第六条 この協定の実施のため必要な細目

取扱いは、両政府の間で合意されるものとする。

第七条

この協定は、日本国がその国内法上の手続に従つてこの協定を承認し

たことを通知する日本国政府の公文を、アメリカ合衆国政府が受領した日に効力を生ずる。

以上の証拠として、署名のために委任された両政府の代表者は、この協定に署名した。

千九百五十四年三月八日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岡崎勝男(署名)

アメリカ合衆国のために
ジョン・M・アリソン(署名)

日本国のために

岡崎勝男(署名)

アメリカ合衆国のために
ジョン・M・アリソン(署名)

ることを考慮し、

アメリカ合衆国の国民が日本国で

行う私的投資の促進もまた前記の目

的に資することを認めて、

次のとおり協定した。

第一条

アメリカ合衆国政府は、千九百五

十四年三月八日に東京で署名された

農産物の購入に関する日本国とアメ

リカ合衆国との間の協定第四条の規

定に基いて設ける特別勘定に積み立

てられる円資金を、合衆国の關係法

令の規定及び条件に従つて、次の目

的のために使用するものとする。

(1) アメリカ合衆国政府は、日本国

の工業の援助のため、及び日本国

の経済力の増強に資する他の目的

のため、相互間で合意する条件に

従つて、前記の特別勘定から円価

額を日本国政府に贈与するものと

する。その贈与の合計額は、前記

の協定に基いて行われる取引の結

果として生ずる当該特別勘定の積

立金の総額の二十分の一の額

とする。但し、その額は、一千万

合衆国ドル(一〇,〇〇〇,〇〇〇

ドル)に等しい円価額をこえない

ものとする。

(2) アメリカ合衆国政府は、アメリ

カ合衆国の軍事援助計画を支持す

るための日本国内における物資及

び役務の調達のため、当該円資金

の残額を自由に使用することがで

きる。

第二条

日本国政府は、アメリカ合衆国政

府が日本国政府に対して行う贈与か

ら生ずる円価額を積み立てる特別の

勘定を設けるものとする。

第三条

日本国においてアメリカ合衆国の

国民が行うことがある私的投資に対

する改正後の千九百四十八年の經濟

協力法第百十一条(b)(3)の規定に基く

アメリカ合衆国による保証は、その

目的の達成に寄与するものであるこ

とが合意される。

第四条

この協定の実施のため必要がある

ときは、両政府の間で細目取極を合

意するものとする。

第五条

この協定は、日本国がその国内法

上の手続に従つてこの協定を承認し

たことを通知する日本国政府の公文

を、アメリカ合衆国政府が受領した

日に効力を生ずる。

以上の証拠として、署名のために

正當に委任された両政府の代表者

は、この協定に署名した。

千九百五十四年三月八日に東京で

ひとしく正文である日本語及び英語

により本書二通を作成した。

日本国のために

岡崎勝男(署名)

アメリカ合衆国のために

ジョン・M・アリソン(署名)

投資の保証に関する日本国とア

メリカ合衆国との間の協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政

府は、日本国においてアメリカ合衆国

国民が行うことがある私的投資に対

する改正後の千九百四十八年の經濟

協力法第百十一条(b)(3)の規定に基く

アメリカ合衆国による保証が、日本

及びアメリカ合衆国に經濟的利益

をもたらすことを認め、

その保証に関する了解を定めるこ

とを希望して、

次とのおり協定した。

第一条

日本国政府及びアメリカ合衆国政

府は、いずれか一方の政府の要請が

あつたときは、アメリカ合衆国との國

民が提案した日本国における投資の

計画で、改正後の千九百四十八年の

經濟協力法第百十一条(b)(3)に基く保

証を考慮されているもの又はその保

証を受けるものと/orする。

日本国政府が承認する

計画に對してアメリカ合衆国政府が

第一條にいう經濟協力法の該該項

の規定に従つて与える保証に関し、

次のこととに同意するものとする。

第二条

日本国政府は、同政府が承認する

計画に對してアメリカ合衆国政府が

第一條にいう經濟協力法の該該項

に基づき合衆国ドルによる支払をい

ずれかの者に対して行う場合には、

日本国政府は、その支払の原因が

生じた資産、通貨、貸付金その他

の財産に対するその者の権利、権

益又は利益のアメリカ合衆国政府

への移転及びこれに関連して生ず

るその者の請求権又は訴訟の原因

投資の保証に関する日本国とア

メリカ合衆国との間の協定の締結に

ついて承認を求めるの件

投資の保証に関する日本国とア

メリカ合衆国との間の協定の締結に

についてのアメリカ合衆国政府に

よる代位を承認する。日本国政府に

は、また当該保証の対象となる

損失に対し日本国政府の与える

補償額が当該保証に基きアメリカ

合衆国政府に移転することを承認

する。

(2)

当該保証に基いてアメリカ合衆

国政府が取得する円価額には、そ

の取扱いに、当該保証を受ける

投資行為と同様の合衆国の国民の

投資行為から生ずる私人の資金に

与えられる待遇よりも不利でない

待遇が与えられ、当該円価額は、

アメリカ合衆国政府が非軍事的行

政事務費として自由に使用するこ

とができる。

(3)

当該保証に基く支払の結果アメ

リカ合衆国政府が代位することが

ある日本国政府に対する請求権

は、両政府間の直接の交渉の主題

とする。両政府が相当な期間内に

合意によつて当該請求権について

解決することができない場合に

は、相互間の合意によつて選定さ

れる一人の仲裁人に最終的の且つ

拘束力のある裁定のため付託す

る。両政府が三箇月の期間内にそ

の選定について合意することができ

ない場合には、当該仲裁人は、

いづれか一方の政府の要請に基き

仲裁によつて合意することとする。

第三条

この協定は、日本国がその国内法

の手続に従つてこの協定を承認し

たことを承認する日本国政府の公文

を、アメリカ合衆国政府が受領した

日に効力を生ずる。

以上の証拠として、署名のために

正當に委任された両政府の代表者

は、この協定に署名した。

千九百五十四年三月八日に東京

で、ひとしく正文である日本語及び

英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岡崎勝男君(署名)

アメリカ合衆国のために

ジョン・M・アリソン(署名)

○岡崎勝男大臣

ただいま議題となり

ました日米相互防衛援助協定その他の

協定に関しては、昨日本会議にお

きまして提案理由を委細申し述べた

であります。ここにさらに要点を大

要御説明いたしたいと思います。

政府は、昨年六月米国議会において

成立いたしました相互安全保障法の改

正法によりまして、すでに西欧その他の

多数の国々に供与されて来た防衛援助

が、わが国にも供与されることにな

つたことを承知いたしましたが、この

米国の援助を受ける方針を決定する前

に、戦力の保持を禁ずるわが憲法との

関係において、また再建途上にあるわ

が国経済力との関係において、十分米

国政府の意向を確かめておくことが適

当と考えましたので、これらの点に関

するわが方の見解を具して米国政府の

意向をただしたのであります。その結

果、當時本委員府において御報告いた

しました通り、六月二十四日及び二十

六日の日米往復書簡において彼我の見

解は大体一致することが明らかとなつ

たのであります。

よつてこの往復書簡の基礎に立つ

たのとおり、昨年七月十五日から交渉を開始

しましたが、爾後の交渉経過につい

ては、本委員会においてあるいは中間報告として、あるいは御質疑に応じまして、これを明らかにいたして来たのであります。その結果去る三月八日お手元に配付いたしました通り協定十一箇条、付属書七項目、付属とりきめ一つよりなる文書に署名する運びとなつたのであります。

この文書の内容の大部は、米国と

は、経済の安定が不可欠の要素であることを前文と第一条において明らかにいたし、また他面わが防衛産業助長のために、日本及び第三国用の装備、資材のわが国における調達、防衛産業に対する情報の提供、技術者の訓練等に関する条項を設けておりまして、これには付属書のAに記載しております。

る五千万ドルに相当する円貨のうち、二〇%はわが国防産業の振興に使用されることとなり、残余の円貨は米国が日本における域外買付に使用することとなりました。これは防衛産業の強化と、わが国経済の発展に役立つものと考えております。

より日米両国の協力はさらに強固の度を加え、ひいて自由諸国のお安全保障と世界平和の維持に寄与せんとするわが国の意図の実現の一歩を進めたものと考へる次第であります。

つきましては以上の諸点を考慮せられ、これらの協定につき、慎重御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

報告書等の諸手続につきましては、委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上塙委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

この文書の内容の大半は、他の外国との間の同種協定の内容と軌道を一にするものであります。前述のわが国の特殊事情に基く特異な点もなければないのです。

十一條(別)に掲げられました六条件に関する
してであります。が、その第三条件たる
条約上の軍事的義務の履行の点につき
ましては、わが国の場合は、日米安全保障
保険条約に基く義務にはならないこと
を明らかにいたしております。これ
は第八条に記載しております。またこ
の六条件を含めまして、本協定の各条
項の実施が、憲法の条章に従つて行わ
れる旨を明確にいたしますとともに、
本協定が安全保障条約を何ら改変する
ものでないことも明らかにいたしまし
て、これは第九条に記載してあります。

なお海外への部隊派遣の問題のこときは、もとより装備、資材等の援助の授受を定めることを目的とした本協定とは、何ら関係のありようのない問題であります。国内の一部で懸念する向きもありましたので、本協定の署名式におけるあいさつにおいて、その無関係なることを明らかにいたした次第であります。

第二に、わが国経済との関連につきましては、防衛力の増強にあたつて

は、経済の安定が不可欠の要素であることを前文と第一条において明らかにいたし、また他面わが防衛産業助長のために、日本及び第三国用の装備材のわが国における調達、防衛産業に対する情報の提供、技術者の訓練等に関する条項を設けておりまして、これは付属書のAに記載しております。

平和を尊厳する国との貿易の統制につきましては、米国と他の国との協定の先例にからんがみまして、かつわが国の国連協力の方針にも照し、これを拘束することはさしつかないと認めました。したが、さきの本院の決議の次第も十分に尊重いたしまして、付属書において、わが国は米国その他の平和愛好国家と、この目的のため協力する趣旨を掲げるとどめた次第であります。

なお軍事援助顧問團につきましては、これを大使の指揮下に行動する性格のものたらしめるとともに、その目的及び行政事務費につきまして、これが財政状況にからんがみまして、これも最小限度とどめた次第であります。右は第七条及び付属書のGに記載してあります。

以上述べました諸点につきましては、今次協定の交渉の経過において互いに慎重を期し、従つて交渉も意図的に長引いたのであります。が、わが国は特殊事情に対する考慮は十分に織り込み得たものと信じております。

次に、相互安全保障法第五百五十条の内貨の使用に関する協定及び経済措置に基く農産物の内貨による購入及び販売した。その結果、農産物の購入代金と

二〇%はわが国防産業の振興に使用されることとなり、残余の円貨は米国が日本における域外買付に使用することとなりました。これは防衛産業の強化と、わが国経済の発展に役立つものと考えております。

購入すべき農産物といたしましては、さしあたり小麦五十万トン、大麦十万トンを予定しておりますが、これは外貨を使用せず円で購入し得る点、その価格が国際小麦協定の価格と同様の廉価なる点を考慮すれば、相当有利な条件でわが国の食糧事情の緩和に寄与するものと考えております。

また今回同時に署名を見ました投資保証協定は、全文三箇条の簡単なものであります。その要旨はわが國の外貨事情等によりまして、米国民間投資の元本及び収益のドル交換が不可能となつた場合、並びに当該投資財産が国内で収用されたような場合に、米国政府は投資家にドルによる補償を与えるとともに、その債権を継承することを内容とするものであります。これ道を開かんとしたものであります。

これを要しますに、今回署名されました相互安全保障関係協定は、わが国の憲法の条章のわく内で実施せらるべきこと、及びわが経済の安定に支障を来さざる範囲で実施せらるべきことの明文上の保証を設けた上で、わが国の防衛力の増強と、あわせてわが国との産業の助長発展に資することを目標としますては、これら諸協定がわが国に自立自衛の達成に貢献し、またこれ

より日米両国の協力はさらに強固の度を加え、ひいて自由諸国安全保障と世界平和の維持に寄与せんとするわが国の意図の実現に一步を進めたものと考える次第であります。

つきましては以上の諸点を考慮せられ、これら協定につき、慎重御審議の上、すみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○上塙委員長 これにて提案理由の説明は終了いたしました。

報告書等の諸手続につきましては、委員長及び理事に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○上塙委員長 御異議がなければさよう決定いたします。

○上塚委員長 御異議がなければさう
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

各界の意見を聴取するため公聴会を開きたいと存じます。これにつきましては、衆議院規則第七十七条により、おらがじめ議長の承認を得ることになつております。よつて公聴会開会の承認を議長に求めたいと存じますが、御異議

した条約文を拝見いたしまして、憲法に違反するものであることがしごく明瞭であると存じます。従いましてもしがわれ／＼の判断のごとく憲法に違反するものでござりますならば、当然法理的に考えまして、このようない違憲の案件は本院においてこれを審議することは無効であるとわれ／＼は考えるので、従つて本院の立法府としての自らの責任と判断におきまして、これは政府に原案を送り返すべきであると

うに決定いたしました。
なおただいまの公聴会開会につきましては、
して議長の承認が得られましたなまへ
ば、理事会において協議いたしました
通り、来る三月二十二日及び二十一
日、おの／＼午前十時より公聴会を開
くことにいたしたいと存じますが、御異
議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上塙委員長 御異議がなければさよ

われには考へるのであります。もし第九条に、今外務大臣の御説明のように、自國の憲法の規定に従つて実施するという文章が載つてゐるので、憲法には違反しないということで糊塗されましても、この法全体、並びに特に第八条、さらにこれと実質的に関連を持つと思われます日本本会議に上程を予定されている自衛隊法案及び防衛費設

ると存ります。従つて私は立法院としての本院の責任と義務におきまして、この法案を取上げべきかどうかということが、第一に問題になるとわれわれは思い、しかもわれ／＼の意見は、違憲が明瞭でございますので、政府に原案のまま送り返すべきである。従つてこれは本院において審議することを取上げることは、立法院としての責任に反するものであると思うのであります。従つて委員長におかれまして、至急一応緊急の理事会を招集していただきまして、そしてこの問題を一応討議されることを希望いたす次第でござります。もし多數をもつて、あるいは第九条の憲法の規定の範囲内において、という文章をもつて、これを糊塗されるとするならば、実質的に憲法の侵犯を多数をもつて押し切るというおそれなきを得ない。もし憲法に違反しないと判断されておるとするならば、知らずして善意ではございますが、明らかに憲法に對する違反を犯すことになりますので、重大な問題であると思いまます。従つてこの問題に対しまして取扱いを慎重にされるために、緊急に理事會を招集されることを希望する次第でござります。

れからなのであつて、それをしよつぱなから、審議をしないうちから、憲法違反であるからこれを突き返せといふことは、これは何のためにそういう発言をしたか、私どもにはわからない。社会党左派一流の宣伝ではないかとさえ感じて、私は不愉快になつたのであります。同じ野党でありますから、こんなことを言いたくないのですが、そういう意味をおいて、たゞ、ま理事會

とが明瞭になつたのであります。あるいは議長が違憲でないと錯覚いたしましたが、これを後に発見いたしました場合においては、当然これはその違憲性を明らかにしてもらうべきであると思われます。さればかたく信するものではありません。これは当然手続上の問題ではございません。従つてさようどりはからわられんことを希望する次第でございま

たが、これは委員会でござりますからもう一度この委員会において取扱い方を考えていただきたいと思います。總積委員の動議は、理事会を開いて相談しようということでございますから、一応その動議に対しましてその採決を委員長はお諮り願いたいと思います。○上塚委員長 さようとりはからいます。どうぞ御進行願います。

出て参りました。これを同時にやむを得ず早く小麦を内で買いたいという希望で、これも含めましたので、交渉が遅延いたしました。そこでそれもまとめてあります。いよいよもう調印が近くなるのでありますから、どうもわれわれの立場を想しておるよりも、顧問団の費用がかかる過ぎると思われました。またその人数も従つて多過ぎるように考えました。これも保安庁等と協議をいたしま

○上塙委員長 総積君の動議に對して、私から一応答弁をいたします。委員長は、昨十一日成規の手続によつて、本会議を通じて委員会に付託されましたこの協定に關しましては、予定通り審議を進行するつもりでありますから、さよう御了承を願います。

○總積委員 もとより議長は送付されましたときに、これが違憲だと思つてこれを委員会に付託されたということであるならば、重大な問題でございまが、おそらくはこの法案をごらんになつて、憲法には違反しないという判断をされたのでございましよう。従つて成規の手続をとつてこれを付託されたといたましても、違憲であることが、付託された後において発見された場合においては、もとより成規の手続でございましても、その違憲であることを発見したときにおきまして、当然主義を持つておつたのであります。これはその違憲性を明らかにすべきだ、ということは言うまでもないことです。今までわれくはそういう旨い、かつ正式に文書になつております。この協定を拝見いたしまして、その

○北委員 一昨年の国会の解散は違憲だということを、改進党の吉米地義三君が訴えられまして、第一審ではこれは解散は違法であるという結論を得たのですが、それでも議会はずっと継続しておるのであります。ただ訴えただけで議会の審議をやめることは、これは無理であつて、第一審の判決があつても、われくは議会でやつておりますから、穂積君の動議は当然無効だと私は考えますので、どうぞそのようだけ決していただきたい。

○上塙委員長 それではこれよりいたしまでの四件に関する質疑を許します。

福田篤泰君。
〔動議の結果をつける」と呼び、この他発言する者多し〕

○上塙委員長 戸叶里子君。
○福田(篤)委員 私はまず外務大臣にお尋ね申し上げたい……。

○上塙委員長 ちょっと待つてください。あなたに許しましたが、今緊急議が出ておりますから……。

○戸叶委員 先ほど委員長は穂積委員の動議に対しまして、本会議ですでにいか」と呼び、その他発言する者申し

「そんなばかなことはないじや、いか」と呼び、その他発言する者申し

派のただいまの議事案進行に関する発言を聞いておりますと、今までの理事会におきまして、社会党両派は質疑の時間をお十分与えることをしばく要求しておつた。しかるに今違憲であるとして質問をいたしたいと思います。

まず第一に外務大臣にお伺いしたことは、この協定の締結につきまして、昨年九月以来たび／＼遅れて参りました。これは考え方によりました。これは、日米間の重要な案件を十分慎重に互しに協議し、討議された、こういふうにも考え方ですが、同時にいろいろな予測しがたい材料も出たとのであります。この遲延の理由をまことに結ばれました同様のM.S.A.協定について、やはりこのような長い時間がかつた例があるかどうか、簡単に御答を願います。

○岡崎國務大臣 これは前に御報告いたしました通り、昨年中にはつくり上げるつもりでおりましたけれども、五百五十条の小友の問題がその間

た。人数につきましてもは、大体先方との間で得の行く数字のよう見たそうではありますけれども、できるならば人数も減らし、従つて費用も減らしたいといふ希望で最後まで話をいたしました。それがまた約一月程度の遅延を来したのであります。ほかの国の例を見ると、いろ／＼長短はございますが、昨日も本会議でお答えいたしました通り、スヘインとの協定は約二箇年を以て終了するに至ります。これに比べれば、われの方の場合はそれほど遅れはしなかつたわけですが、日本の場合はいろいろ特殊事情がありましたので、それらをほつきりさせるためにも時間要しまして、思わぬ長い時間がかかって、こういう事情であります。

い、その可能性がないということを、今後いかなる根拠に基いて保障せらるるお考えであるかどうか、根拠についてお伺いしたいと思ひます。

（同上）
これが問題に追いついては、たとえば国際連合に加入した国でも、国際連合の安全保障理事会の決定によりましていわゆる警察軍と称するものを出す場合は、これは重大な問題でありますから、加盟国がすぐには、そういう義務を負うのではなくて、明確に自国の兵力を出すということについて、國際連合との間に特別の協定を結ばなければ、そういう義務は生じない。こういう問題は特に明確に義務がはつきりしなければそういうことは行われないのであります。これは勿論当然でありますから、加盟国がすぐには、これは勿論当然であります。今まで当然のことであります。今度の協定はどこを見ましても、そういうようなことを疑わせるような文句はないのであります。これは勿論当然でありますから、要するに防衛力漸増に関する援助を与えるということと、援助を受けられるということを主眼とした協定でありますから、要するに援助を授受する問題が協定の本旨であります。従つて海外派兵をしないということは書かれては、また強要できる問題でもないのです。もとよりこういうことは、かりにやる場合がありましても、これはその国の自主的にきめる問題であつて、外國から強要されるべき問題でもなければ、また強要できる問題でもないのです。従いまして、この協定は、どこのMSAの協定を見ましても、問題は、完全ならないのです。もとよりこういうことは、かりにやる場合がありましても、これはその国の海外派兵をしないということは書かれては、また強要できる問題でもないのです。従いまして、この協定は、どこのMSAの協定を見ましても、問題は、完全ならないのです。

非常におかしい。「いや、なおおかしいじやないか」と呼ぶ者あり)ただししばそいう話がありましたから、協定の中に入れることは非常におかしいけれども、念のため、あいさつの中に是の点に言及いたしたのであります。昨日の質問を聞いても、ここに海外派兵はないということが書いてないからあぶないというのでありますか、はその点に言及いたしたのであります。外派兵はないということはないと私はありますから、「ちっともおかしくない」と呼ぶ者あります。こんなおかしいことはないと私は思う。何にも書いてないのにあぶないというのは、どういうわけなのか全然わからぬのであります。それならば、この協定ができる以前のこととを考え方たら何でもないのだが、それでは海外派兵が危険だという結論にもなるのであります。これは積極的な義務を負わなければそういうことはとうていあり得ない、さように御了承願います。

○岡崎國務大臣 この顧問団につきましては、これはアメリカ大使の指揮のもとに立ちまして、その中には外交官の待遇を受ける者、それから外交官のところまでは行かないが、アメリカ大使館の付属員としての待遇を受ける者、それから普通のタビリスト程度の待遇を受ける者、この三種があるわけであります。すなはち、アメリカ大使の指揮のもとに立つということになつております。

顧問団の数につきましては、まだはつきり何百何十人といふところまではきまつておりませんが、大体七百人、あるいはこれを少し越える數、こう考えておられます。これにつきましても、できるならば年末までに半減くらいはいたしたいと考えておりますが、安全をとりまして、二十九年度末つまり来年の三月三十一日一ぱいには必ず半減まで持つて行きたい。これはどうしてそういうあいまいなことになりますかと申しますと、主として技術的指導者、あるいは飛行機、艦艇の操縦の指導者でありまして、これらがどの程度早くその技術をのみ込むかといふとともにかかるておりますから、何月何日までに必ずのみ込まなければならぬといつても、これは無理な場合があります。また訓練等は天候にも左右されますが、できれば年末までに半分に近い数

○**福田(鷹)委員** 大体人数と見通しがわかりましたが、この七百人の内容は、新しくアメリカから日本に来られる人が主体であるか、あるいは今まで保安隊についておりました人が振りかえられるわけか、この点について御説明いただきたいと思います。

○**岡崎国務大臣** これは実は現在保安隊におります人々も、始終交代してかわるのであります。同じ人が長くいるということがあると非常にいいのですが、なか／＼向うの都合でそうも参りません。今度も一応今いる人は残りますけれども、それにさらに交代の意味もありまして、相當数、三分の一に近い数は本国から来るのじやないか。また今おる人も、大分時期もたつておる人もありますので、相当程度近いうちに交代が行われる場合もあろうかと考えております。

○**福田(鷹)委員** 顧問團の任務の具体的な内容をお伺いしたいと思います。と申しますのは、一部には顧問團が一種の内政干渉をするおそれがあるのではないかという懸念もあるようではありますので、その任務の具体的な内容をはつきりさせていただきたい。同時に、英國、フランス、その他の外國とアメリカとの間のM.S.A協定に基く顧問團と、日本における顧問團との相違並びに類似点について、御説明いただきたいたいと思います。

○**岡崎国務大臣** 顧問團の任務は主として援助計画の実施ということでありまして、日本の部隊にいかなるものが必要であるか——これはただ部隊ならばどの部隊にも同じものを出すというわけに参りません。たとえばある部隊

においては、その付近の橋の状況がどの程度強いかということによりまして、あるいは補強しなければならぬ場合もあります。その援助計画の実施にあたつて、一々具体的にこれを見るわけでありまして、これが一番おもなものであります。さらには新しい種類の兵器もあります。たとえば飛行機にしまして、も、ずいぶん戦争中のものとは違つておりますし、艦艇にしてもそうであります。そして、先般借り受けましたフリゲート艦などの操縦につきましても、前に海軍におりました人に見させて、それは大分模様が違つておるようであります。こういうものに對する訓練も必要であります。それからさらに、域外買付等に関する事務を行ふものと考えております。これらの事務は歐州その他の国における顧問團の任務とはどんとかわりはありません。ただ域外買付では訓練の人間が多くなる、こういうような差はありますけれども、その目的と使命につきましては、全然同じであります。

ります。この内容は、事務費、それから各住居に対する補助費、旅費、それから車、人の費用、こう、うものがお

かり雇い人の費用 などもかかるため
もになつております。

○福田(篤)委員 三億五千七百万円の予算は一体どういうところから出るの

か、この点をお伺いいたしたい。

○岡崎國務大臣　これはアヘン六個と
話をいたしまして、いわゆる広義の防

衛分担金の中から支出しよう、こう考
えております。

○福田(篤)委員 防衛分担金でありますと、その予算措置をどうおられてお

るか、それについてお伺いいたしました

○岡崎國務大臣　防衛分担金は、御承

支出する部分と、それから家賃として

負担している部分とあるわけでありま

す。極の申しますのは、家賃の方もござ
いました広義の防衛分担金であります

す。すなわち一部は家賃として今まで
出しおりますものも使用できると考え

ております。これは本年度も予算にあります、来年度の予算にも同様の予算

と協議をいたしました。米軍側の節約を求めまして、その程度のものを捻出

ある。」
「うーん、うーん」とうなづいておりま
す。

○福田(萬)委員　この協定によりまして

て新しく立法を必要とするものがあるかどうか、あるとすれば、どういう

○**両崎國務大臣** 機密の保護に関する
ものがあるかをお伺いしたい。

ものについては立法をいたしたい、こう考へておられます。

○福田(鶴)盛岡 それだけですか。

○岡崎国務大臣　もう一つは、小麦の

第一類第五號

外務委員会議録第十五号 昭和十九年三月十一日

○福田（鶴）委員 この協定によつて新買入れに基きまして一千五百万ドルの贈与を受けますが、この贈与の特別会計を設置いたしたい。これについての法案はもう用意しております。

しお日本が負う義務についてお伺いいたしたいのですが、これは先ほど来提案説明にもはつきり言われております。よう、従来の日米安保条約の義務以上には出ないということを政府は明確にしておられる。この日米安保条約の義務というのを、もう一度あらためてここで検討してみたいと思いますが、政府がM-S-A協定は安保条約の義務以上に出ないという場合、どういう義務とということであるか内容についてもう一度お伺いいたしたい。

○岡崎国務大臣 安保条約における義務と申しますと、第一には、アメリカの軍隊が日本に駐留する、この駐留を認めること、一つの義務になつております。それから第二には、第三国に対しまして任意に軍事基地等を提供しないということ、これも消極的のこととあります。この安保条約におきましては、軍事基地と書いてござります。

○福田（鶴）委員 本協定の援助の継続性についてであります、御承知の通り、五四年から五五年の間の予算においては、はつきりとアメリカも支出を認めております。今後の援助の継続につきまして、どういう見通しを持つておられるか、これについて政府の御見解を承りたい。

○岡崎国務大臣 これはわが国の防衛能力の漸増とともにも関連いたしまして、アメリカ側でも毎年々新たに予算を求めて国会の承認を受けるわけ

言えは、来年のことはわからない、と言えます。従つて、そのりくつからうも言えないことはないと思いますが、實際上は、日本の必要性から見ましても、私は三年くらいは当然継続されるものと考えておりますが、その後も必要な場合には、やはり援助を要請すれば継続し得るものと考えておりま

○**福田(高)委員** 貿易制限規定に関する
てであります。これは大臣は現在英
国が政治的イデオギーと商売とは別
であるという観點から、ココムの緩和
につきましてアメリカと折衝中である
ということを御承知であるか、お伺い
したい。

側と協議をいたすよう準備している、ということは聞いております。これはしかしソ連に対する貿易でありまして、中共に対しましては、まだ形式的には国連の決議が生きているのであります。まして、これにつきましては、イギリスの当局も、さしあたりは特に問題にならないと言つておられます。言つておりますが、ココムを

貿易が從来よりも圧迫あるいは縮小されるという時代逆行的な結論を生むのぢやないか、この点についてわれくは懸念を持つておりますが、これについての政府の方針を伺いたいと思います。

○岡崎國務大臣 その点につきましては、この協定文の日本文の方は単数、複数が出て来ませんからはつきりいたしませんが、英文の方をごらんになりますと、ガヴァメンツ・オブ・ザ・エーナイテンド・ステーツ・オブ・アメリカン・アンド・アザア・ビースラヴィング・カントリーズ、こうなつておりまして、アメリカとほかの国と一緒にしまして、この平和愛好国の多数の政府と協議をするということにいたしております。従いましてわれ／＼の方からいえば、日本だけが何か特殊の制限を受けるのではなくて、必ずこれは西歐諸国並、こういうことをむしる明らかにした趣旨である、こう考えております。

○福田(篤)委員 先ほどこのM.S.A.協定によつて日本が新たに立法しなければならぬものが二つあると言われました、が、そのうちの一つの機関保持に関する問題が提起されておりまして、かかる問題が提起されておりまして、かつての軍機保護法的な、相当きびしい、ないしは行き過ぎの法律措置もいろいろ問題が提起されておりまして、政府はいかなる内容のものを立法されるか、その内容につきまして、詳くお伺いしたいと思います。

○岡崎國務大臣 これはこの協定にまかりはつきりしておりまして、いわゆる戦争中にあつたよな法規とは、さがあるのであります、これにつけて政府はいかなる内容のものを立法するか、その内容につきまして、詳くお伺いしたいと思います。

ものと思つてゐるのであります。それは三條をごらんくださいますと、「この協定に従つて他方の政府が供与する秘密の物件、役務又は情報、これだけに対しても秘密の漏洩を防ぐ」ということになつておるのでありますて、これはつまりアメリカが日本に対して供与する軍事上の秘密の物件があるとかあるいは役務があるとかあるいは情報がある

密を守るということでありまして、その機密を守る方法としましては、付属書のBにおいてアメリカで定めている秘密保護の等級と同様のものをやる、つまりこれは例ですが、たとえばアメリカである武器につきましては、課長級以上の者にしか示さないということであれば、こちらも課長級以上の

者にしか示さない、こういう措置をとります。一般に何でもかんでも軍事機密だといつて押えるような方法でなくして、ある何か新しい兵器が来た、の兵器のある裝備がまだ機密であるという場合とか、あるいは何らかの情報が来て、この情報は機密を守つてもわなければ困るのだと、そういう場合に、それに対して機密保護の措置をとろうと

いうことであります、お話を御^お西の
ような点は全然ないだろと私は考
えております。

○福田(鳩)委員 これは保安庁も関係
しますので、保安庁の政務次官にも御
答弁願います。この協定に基いて、一
体いかなる武器の援助が行われるか、
具体的にまず御説明を願いたい。

○前田政府委員 これにつきましては
現在まだ交渉中でありますて、はつきり
りとはきまつております。しかしながら
われわれが供与に対しても交渉しております。

す内容について申し上げますならば、陸上関係につきましては新たに増設されますが、ところの二管区分の武器その他の装備品の供与、貸与を交渉しておる次第であります。なお海上関係につきましては、駆逐艦等を含めまして十七隻というものを交渉いたしております。その内容を申し上げますならば、一千四百トン型の駆逐艦二隻と千六百トン型の駆逐艦三隻、それから千四百トン型の駆逐艦二隻、千六百トン型の潜水艦二隻、掃海艇五隻、LSTといふ輸送船であります。それから航空関係につきましては練習機を中心として申しまして約百四十三機ばかりのものを交渉しております。しかしながらこれは今申し上げました通り、現在まだ交渉中であります。明細につきましては不確定であります。

○福田(鶴)委員 大体の内容はわかりましたが、その決定する時期はいつごろに見通しをつけられておるか、また決定された場合に武器援助の問題について、また別個に日米間にとりきめなり協定ができるものであるかどうか、これについて御答弁を願います。

○前田政府委員 その時期についてはまだ交渉中であります。はつきり見通しは立たないのであります。なるべく早く妥結したいと思います。なお武器の援助がきまりました場合には、とりぎめを結ぶことになつておりますが、そのうち船舶関係で五千五百トン以上ものに対しましては、これは別個の船舶貸与協定のようなものを結びまして、国会の承認を求めるべきであります。

○並木委員 明日からわたくし野党の一般質問に入るのですが、一般質問のときだけはぜひ外務大臣に出席していただきたい。もし出席がない場合には審議が延期になつても政府の方の責任であるということを御銘記願いたい。なお明日私やることになると思いますが、木村保安庁長官、佐藤法制局長官、この兩人には必ず出席されるようになっておきたいと思います。

○並木委員 明日からわたくしが審議に入つた。そのときに急にこういう発言をさ

れて——一つの意見として言われるならば、私どもとしても承つておいてかまいません。しかしそれを押し通して

無理に理事会に譲るという動議にまで持つて行くということは、これはあまり横車であるうと思ひます。これを採決して、やれ賛成だ、否決だといふに、特に要望しておきたいと思いま

す。

○上塙委員長 さようとりはからいます。

○福田(鶴)委員 本日は外務大臣のやむを得ない事情でわずか三十分でありますので、残りの三十分を最初に質問できるように願います。

○上塙委員長 さようとりはからいます。

○並木委員 本日は外務大臣のよしみと

して私は両氏に対して、その動議はございましたが、木村保安庁長官、佐藤法制局長官、この二人には必ず出席されるようになります。委員長から両

氏にその点をお詫び願いたいと思いま

す。

○上塙委員長 ただいま並木君から穂積君の動議を撤回されるように勧告がございましたが、穂積君、その御意思がござりますか。

○穂積委員 私は事重大でござります

が、しかしながら委員会を円満に取扱い方について協議をしていただきたいことを主張したのでございます。

それなら認めないとということになりま

すならば、わたくしはこの委員長のお

とりはからいに対しまして、委員長の

ないことになつておるものと考えておる次第であります。

○上塙委員長 岡崎外務大臣はよんどころない用事のために、十一時四十五分に退出されることになつております。

○並木委員 明日からわたくし野党の

右派では元の委員長の片山さんまで出

て本会議で質問されているのです。質

問されて、それが外務委員会にかかる

ときようからわたくしが審議に入つ

た。そのときに急にこういう発言をさ

れて——一つの意見として言われるな

らば、私どもとしても承つておいてか

まいません。しかしそれを押し通して

採決して、やれ賛成だ、否決だとい

ふに、特に要望しておきたいと思いま

す。

○上塙委員長 ただいま穂積君より提

出されました動議を動議として取上げ

るべきものであるかどうかをおきめ願

いたいと思ひます。

○上塙委員長 ただいま穂積君より提

出されました動議を動議として取上げ

るべきものであるかどうかをおきめ願